

エ、本当!?

会員は、 ゴルフ場企業の 財務資料を 閲覧できる

預託金ゴルフ場会員のゴルフ場経営会社に対する 計算書類等の閲覧・謄本交付請求に 制限はないのか

(平成9年9月24日東京地方裁判所民事第八部唐木判決を巡って)

解説・弁護士 西村國彦

まず、今回の判決となった法律的な背景から説明したいと思います。判決では、商法の定めがそのまま適用されています。まずその商法の内容を書き出しますと、同法282条は計算書類、監査報告書の公示に関し、次のように規

定しています。
①取締役は定時総会ノ会日ノ2週間前ヨリ第281条第1項ノ書類及監査報告書ヲ5年間本店ニ、其ノ謄本ヲ3年間支店ニ備置クコトヲ要ス
②株主及会社ノ債権者ハ営業時間

可能とさせるための前提としての手段に過ぎないと解されます。つまり備置というのには単に会社が本店に書類を保存するというのではなく、彼らの閲覧権の行使を可能にさせる状態で保管するということなのです。

しかも会社が正当な事由なく閲覧請求権等を拒んだ場合は、会社はこれにより発生した損害賠償義務を負うことがあり、かつ、代表取締役が100万円以下の過料の制裁を受けることがあります(商法498条1項③)。

以上のように商法は株主と債権者に対し広く計算書類の閲覧等の請求を容認しているわけです。なお商法263条2項は株主名簿について同様の制度を採用しています。

この法律が根拠となって、今回の判決となるのですが、判決文は次のようになっています。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(事実の概要)

一 争いが無い事実
1 被告は、ゴルフ場の建設及び経営管理等を目的とする会社であり、Hカンントリー倶楽部(預託会員制ゴルフクラブ)を経営してい

る。

2 原告A及び原告Bは、Hカンントリー倶楽部の個人正会員であり、被告との入会契約に基づき、右ゴルフ場の優先的施設利用権及び預託金返還請求権を取得している。

3 被告は、平成5年にこれまでの27ホールから9ホールを増設して36ホールとしたことに伴い、従前の会員に対しては、増設部分9ホールのゴルフ場の使用を認めなかった。これを不服とした原告らは、被告ゴルフ倶楽部会員数十名とともに、増設ホールに関し優先的施設利用権があることの確認を求め別件訴訟を提起した。

4 原告Aは、平成8年2月7日、被告本店に赴き、被告に対し、商法282条2項に基づき、被告の過去5年分の計算書類の閲覧を求めたが、被告は、これを拒否した。

二 争点
1 原告らが、商法282条2項の「会社の債権者」に該当するか。
2 原告らの別紙計算書類目録記載の計算書類等の謄本交付請求(以下「本件請求」という)が、権利濫用に該当するか。
(裁判所の判断)
一 争点1について

「ゴルフ場会社は、債権者である会員(この場合預託金制の会員)の請求により、会社の計算書類等を閲覧させ、謄本についてもこれを拒否できない。」
今年9月に、東京地裁からこんな判決が出た。法律に通じている関係者であれば、当然と答えるのだろうか。果たして、このことが共通の認識となっているだろうか。いずれにしても、法律的には、会社は会員から請求されれば、これを拒否できない。またこのことは、ゴルフ場が仮に会員から請求があった場合に、どのように対応すればよいのかという問題につながってくる。ささいなことだからトラブルを起こさないためにも、この点は充分理解しておく必要がある。

内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得
ここで、①は、取締役が作成し取締役の承認を経た計算書類及び監査役の監査報告書を本・支店に備置すべき義務を定め、②は、これらの書類について株主と会社債権者の閲覧や謄本抄本の交付請求を定めています。いわゆる株式会社におけるディスクロージャー(企業内容の開示)確保のための間接開示制度であると言われている部分です。

「間接開示」とは、「直接開示」(例えば株主には定時株主総会毎に貸借対照表等が招集通知に添付されて送付される。商法283条2項)と異なり、特定の開示の対象とされる者がある特定の場所に行けば、そこで常に情報が伝達されるものに限らず、現行法上は直接開示は株主に限られ、債権者に対する開示は商法282条の間接開示に限られています。
ちなみに同条による計算書類の開示制度の本質的内容は株主及び債権者の閲覧権にあり、①による備置義務は彼らの閲覧権の行使を

計算書類等の閲覧謄写権の趣旨は、原告主張の会社債権者に、債権の引き当てとなる会社財産の状況の概要を開示する点にあるところ、原告らは、被告の経営する預託会員制ゴルフクラブの会員であり、原告らの会員権の内容は、一定期間経過後退会時に請求できる預託金返還請求権、ゴルフ場施設の優先的施設利用権、年会費納入義務等を包括する債権的法律関係であって、原告らは、被告に対し財産的請求権を有していること、

優先的施設利用権の履行が不能となった場合は、損害賠償請求権に転化し、会社財産がその引き当てとなることからすれば、原告らは商法282条2項の「会社の債権者」に該当する。本件請求が、優先的施設利用権に基づくという点については、債権者としての正当な権利の行使に関する事情として検討すべきものであると解する。

二 争点2について
1 被告主張(一)について
(一) (略)
(二) 原告らが被告に対し強硬な姿勢を示していることは認められる。しかし、本件訴訟における被告

和解案(註 被告は原告らの預託金額に相当する金額の定期預金担保設定を提案したが、原告らは拒否したようである)では、原告らが主に本件請求の主な根拠としている優先的施設利用権との関係は解決されないこともあり、右事情が認められるからといって、原告らが、本件請求によって得た計算書類等を使用し、別件訴訟を混乱させる等その資料を不当な目的に使用しようとする意図があることまで認めることはできない。
(3) : 原告らは、主に優先的施設利用権の履行が確保されるか確認するため本件請求を行っていることと認められる。

しかし、優先的施設利用権は、直接は会社に対する金銭請求ではないが、その履行が不能となった場合は、損害賠償請求権に転化し、会社財産がその引き当てとなることからすれば、主に優先的施設利用権の確保を念頭に本件請求を行うことが不当であるとはいえない。
(4) : 原告らが本件請求によって被告に何らかの不当な圧力をかけ、別件訴訟を有利に運ぼうとする目的で本件請求を行っていることと認めるに足りる証拠もない。

2 被告主張(二)について

被告主張のとおり、以前に、被告において計算書類の閲覧請求を求めた結果、混乱が生じたことがあったとしても、それ自体では、原告らの請求の不当性を基礎づける事実とはなり得ない。本件請求に応じることにより同様な事態が生じざることを認めるに足りる証拠もない。

3 以上から、本件請求が権利濫用に該当することを基礎づける事実があるとは認められない。したがって、本件請求が、権利濫用である旨の被告主張は認められない。

■ 会員の請求は拒めぬのが

しかし、ゴルフ場の関係者は、会員の閲覧請求には何の制限もないのか、と考えられているのではないでしようか。

学説としては次のようなものがあります。

商法263条2項は、会社の営業時間内であれば、いつでも株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができる旨を規定するが、それ以外に、その請求(以下「名簿閲覧請求」という)を制限する規定はない。

「閲覧請求」という)を制限する規定をしていない。しかし、名簿閲覧請求の積極的又は消極的要件として、正当の目的を掲げる見解がある(山口・新版注釈会社法(6)、大隅・今井・新版会社法(上)、小林・商法1053・392など)。

また、「商法283条2項」は、株主に一種の開示請求権としての権利たる閲覧・謄写請求権を与えており、その権利行使を阻止する場合は「それが一種の濫用に当たる場合に過ぎない」(前田・商法1120・2)、「正当目的の存在」ということも結局は、権利の濫用禁止の一態様にすぎず、条文に明言していないにも拘わらず何故正当目的の存在を要するかといえ、それは民法1条3項の権利濫用の禁止を根拠とするほかない(松井・金商624・50)。「もともとと権利」というものは、その行使にあつては信義誠実が要求され、その濫用は許されないものであつて、この点については株主の株主名簿閲覧・謄写請求権といえども例外ではあり得ない。問題になるのは、具体的にどのような場合が信義則違反ないしは権利濫用にあたるのかという点である(倉沢・

ジュリ901・41)などの見解があります。

裁判例でも、会社は、会社債権者の商法263条2項、同法244条4項、同法282条2項、監査特例法15条に基づく各権利の行使が「不当な目的」による場合には、右権利行使を拒絶することができる(昭和8年の大判及び昭和10年の大判が商法263条2項のリーディングケースとされており(新版注釈会社法(6)201頁参照)、その理は商法244条4項にも当然及ぶと考えられており(同(5)259頁参照)、282条2項についても実質的には同様であると考えられています(同(8)74頁(5)はその理を裏から記述している)。

また、最判平成2年4月17日判時1380号136頁は「株主名簿の閲覧又は謄写の請求が、不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合には、会社は株主の請求を拒絶することができる」と解するのが相当である」と判示し、要件と位置づけるか、権利濫用の判断資料と位置づけるか、という体系論は別として、会社が不当な

目的による権利行使を拒絶できるという結論を是認しています。なお、不当な目的による権利行使を拒絶できることの根拠を平成2年の最判のように権利濫用(民法1条3項)に求めると、その理が282条2項に及ぶのは当然です。

■ 開示による

不当な結果を防ぐために

ところで、現在バブル時期に会員募集したゴルフ場は、長期的に会員権相場が預託金額面額を著しく下回るといふ予期せぬ経済環境の下においても、ゴルフ場を運営継続すべく、種々の検討を重ね、会則を改正して、会員権分割及び償還期限の延期という緊急避難的措置を取らざるを得ない状況があります。

他方、一部の会員は預託金の返還請求等権利行使の名の下に商法282条2項に基づき計算書類等の開示を請求するケースが増えているようです。しかし、商法に根拠があるからといってゴルフ場が安易に計算書類等を開示した場合

員等に通報したり(商法293条の7第3号参照)、仮差押等の手続に利用したり、様々なクレーム事由の探求(あら探し)ないし預託金の返還を応諾させるための不当な圧力かけに利用する(平成2年の最判の事例は株主の請求が会社から従来の取引を打ち切られた事に対する嫌がらせあるいは報復としてなされたというものである)といった不当な結果を防止する方法が、何もないことになりました。

本来、商法に基づく計算書類等の開示請求は、間接的な監督方法であり、具体的・直接的な債権回収の手段ではあり得ません。

従って、ゴルフ場においては開示を求める会員の方に、誰しも納得せしめる程度の開示を求める具体的な事由及び右事由と開示を求める書類との関連性を明らかにして貰う、また不起訴の合意等濫用的目的では一切使用しないことを約束して貰うなどの場合でない、計算書類等を開示しにくい状況があると推察されます。

そもそも商法の規定があるからといって取引債権者が取引先の計算書類の閲覧交付を求められるのは、金融機関や大商社のように取

引について優越的地位にある場合に限定されるのが実態です。対等の立場で取引している時にそのような請求をすれば、たちまち取引が打ち切られるのが常識です。ゴルフ場入会契約というのは会員の施設利用権を中核とした信頼関係に基づく半永久的・継続的な契約であるが故に、債権者である会員の商法282条に基づく権利にも自ずと制限があると解されます。

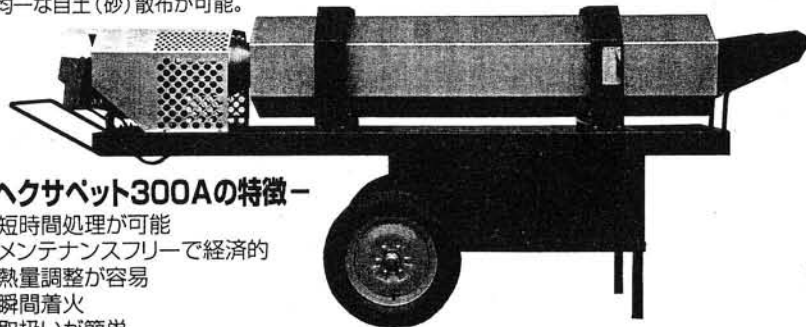
例えばですが、年会費支払に関して見れば債権者であるゴルフ場会社に債務者である法人会員の計算書類の閲覧謄写権があることになりませんが、そのような権利まで認める必要はないはず。

以上のように、法律を厳正に適用すれば、会員の請求を拒否できないことになりませんが、会社と会員との関係で考えるのであれば、必ずしも、会員の請求は拒否できない、とはならないと考えます。そのためにもゴルフ場会社は、法的な根拠をしつかりと持つと同時に、こうした請求が起らないような良好な会員との関係を作ることが大切であることは、言うまでもないことです。

モバイル焼土殺菌乾燥機のベストセラーが
さらにエコノミー、さらに軽量になりました

ヘクサペット300A 焼土殺菌乾燥機

熱処理した目土(砂)によって薬剤使用量を大幅削減。
更に均一な目土(砂)散布が可能。



ヘクサペット300Aの特徴

- 短時間処理が可能
- メンテナンスフリーで経済的
- 熱量調整が容易
- 瞬間着火
- 取扱いが簡単

★定量ホッパー(別売)を使用することにより作業能率のアップと均一な処理が可能。

Sinken 株式会社

三研

〒108 東京都港区芝浦4-9-18-617
☎(03)5443-0711(代) FAX.03-5443-0710